

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 74 号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2 2第1号区分の項中「以後適用されている」を「から平成24年3月31日までの間において適用されていた」に改め、「4月以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同表2第2号区分の項中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同表2第3号区分の項第1号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同項第3号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号中「の給与条例」を「適用されている京都市職員給与条例（以下「平成19年4月以後の給与条例」という。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 平成24年4月1日以後適用されている京都市職員給与条例（以下「平成24年4月以後の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの

別表第2 2第3号区分の項に次の1号を加える。

(5) 平成24年4月以後の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの

別表第2 2第4号区分の項第1号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同項第7号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 平成24年4月以後の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの

別表第2 2第4号区分の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「第2号」を「第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 平成24年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの

別表第2 2第5号区分の項第1号中「第2号」を「第3号」に改め、同項第2号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、「第7号」を「第9号」に改め、同表2第6号区分の項第1号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同項第7号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 平成24年4月以後の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの

別表第2 2第6号区分の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 平成24年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの

別表第2 2第7号区分の項第1号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同項第8号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、「第7号」を「第9号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号を同項第9号とし、同項第6号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 平成24年4月以後の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの

別表第2 2第7号区分の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「第2号」を「第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 平成24年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの

別表第2 2第8号区分の項第1号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同項第7号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 平成24年4月以後の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

別表第2 2第8号区分の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 平成24年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

別表第2 2第9号区分の項第1号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「以後」の右に「平成24年3月以前」を加え、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 平成24年4月以後の給与条例の土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの

別表第2 2第9号区分の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 平成24年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)